

宅地建物取引主任者登録申請必要書類一覧

提出部数： 1 部	
提出先： 山梨県県土整備部建築住宅課宅建業担当 甲府市丸の内1-9-11 県民会館 3 階（スクランブル交差点東） （車でお越しの方は、県庁構内駐車場に駐車することが出来ます。守衛に「建築住宅課」と申し出て下さい）	
受付時間： 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～12時・午後1時～午後5時15分 ※ 申請者本人が書類を持参してください。郵送不可。	
提出書類（番号順に揃えて提出してください）	
① 登録申請書	様式第五号（第十四条の三関係）
② 山梨県収入証紙	37,000 円（県庁地下売店・山梨中央銀行等で販売しています） 登録申請書の裏面に貼付して提出してください。
③ 顔写真 1 枚	カラー 縦 3cm × 横 2.4cm 顔 2cm 程度 申請前 6 月以内の撮影 無帽・正面・上半身・無背景（ポラロイド写真は不可） 登録申請書に貼付して提出してください。
④ 誓約書	様式第六号（第十四条の三関係）
⑤ 身分証明書	申請人の本籍地の市町村が発行するもの。発行日より 3 カ月以内。
⑥ 登記されていないこと の証明書	法務局が発行するもの。発行日より 3 カ月以内。 「成年被後見人・被保佐人とする記録がない」項目の証明 山梨県内では甲府地方方法務局（戸籍課）で発行：TEL055-252-7151
⑦ 住民票抄本	申請者本人のみ記載で可。発行日より 3 カ月以内
⑧ 実務経験証明書 または 登録実務講習修了証	実務経験証明書：様式第五号の二 宅建業者の宅建業務に直近 10 年間で 2 年以上の従事して いることの証明書。実務経験先の宅建業者が証明する。 ※宅建業者の従事者名簿に登録されていること 従業者名簿の写し：大臣・他県免許業者の従業者は、提出してください。 ※「原本の内容と相違ありません。」と記載し、代表者印の 押印で証明してください。 ----- 登録実務講習修了証：登録実務講習実施機関の実施する講習を修了すると 「登録実務講習修了証」が受けられます。
⑨ 宅建試験合格証書 原本及びコピー	試験受験地が「山梨県」のものに限ります。 コピー 1 部を提出。原本は確認後返却します
⑩ 認印	

- ・ 登録審査は、約 3 週間前後の日数を要します。
- ・ 登録完了時には、登録完了通知を申請者あて郵送します。
- ・ 申請書提出時に、登録後の手続き（「主任者証交付申請」及び「法定講習」）について説明します。

※ 宅地建物取引主任者登録申請に係る個人情報の利用目的

山梨県知事が宅地建物取引業法第 19 条に基づき提出される「取引主任者の登録申請書及び添付書類」及び同法第 20 条に基づき提出される「変更登録申請書」により取得する個人情報は、次の目的で利用します。

- 1 取引主任者登録申請の審査事務
- 2 取引主任者証の交付事務
- 3 取引主任者の登録を受けた者に対する指導監督等の事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う指導監督等事務において相互に利用する場合を含む）

問い合わせ先
山梨県県土整備部建築住宅課
宅建業担当 TEL 055-223-1730